

# 令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A+

s

a

b

a

## ■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人口基金	
3 拠出先の概要	
<p>第 21 回国連総会決議 (総会決議 2211: 人口増加と経済開発に関する事務総長報告) に基づき、1967 年 6 月、人口分野における諸活動を強化するために設立 (本部: ニューヨーク (米国))。1969 年活動開始。加盟国数は 193 か国。150 か国以上でリプロダクティブ・ヘルス、家族計画に関する情報やサービスの提供、人口開発分野の支援を実施。</p>	
4 (1) 本件拠出の概要	
<p>本件拠出は、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画、ジェンダー、人口問題に関する情報やサービスの提供等を実施し、妊産婦の保健状況の改善を図り、ひいては人間の安全保障の実現、持続可能な開発目標 (SDGs) の推進を図る国際連合人口基金 (UNFPA) の諸活動に係る事業実施経費等に充てられる。</p> <p>より具体的には、本件拠出の大部分は UNFPA の通常予算向けのコア拠出であるが、一部については「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が拠出金を管理し、活動実施は人口開発分野の活動を行う NGO が実施) へのノンコア・イママーク拠出となっている。</p>	
4 (2) 本件拠出の形態	<input checked="" type="checkbox"/> コア拠出 <input checked="" type="checkbox"/> ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模 (予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	1,986,011 千円
日本の拠出率: 2.2% (拠出順位: 8位) (日本からの全ての拠出合計)	
参考: 英国 15.3% (1位)、スウェーデン 10.1% (2位)、カナダ 7.6% (3位)、デンマーク 6.5% (4位)、オランダ 6.3% (5位)	
令和3年度当初予算額	1,786,137 千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 国際保健政策室、国際連合日本政府代表部	

## 評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標 (外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 VI 経済協力」、「施策 VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献」、「測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進」の下に設定された中期目標「強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>)429~431 ページ参照)

また、新型コロナウイルス感染症との世界的な闘いにおいて、「誰の健康も取り残さない」という理念のもと、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けて国際社会と協力を進めるという考えに基づき、日本は(1)現下の感染症危機を克服し、(2)将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3)より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備する、の3点を具体的支援分野として挙げている。本件拠出金は新型コロナウイルス感染症対策においても、以下1-1(2)に記載の通り、上記(2)及び(3)を達成するための重要な手段である。

1-1(2) 上記1-1(1)の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

上記1-1(1)の目標達成に向け、UNFPA は「誰も取り残さない」及び「最もアクセスが困難な人を最優先に」を優先事項とし、人道危機下や開発途上にある人々への支援を行っている。UNFPA が取り組む人口／リプロダクティブ・ヘルス分野は、性、文化、宗教等に密接に関連しており、同分野で長年の実績をもつ国連機関である UNFPA を通じた支援を行うことにより、日本の二国間援助が行き渡らない国や地域に対応可能となり、この分野のカバー率を上げることにも貢献している。

また、上記目標で掲げられている人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化において、UNFPA は特に助産師を中心とした保健人材の育成・強化、ジェンダー平等を実現するための法・環境整備を実施(成果は2-1(2)参照)。人道危機下や脆弱な環境下にある人々を優先しており、「誰一人取り残さない」ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)実現には不可欠である。

UNFPA は活動をより効率的に行うため、他の国連機関や現地 NGO 等と協働している。国連機関では、国連児童基金(UNICEF:子どもや青年を対象としたサービス)、国連女性機関(UN Women:ジェンダー平等、女性のエンパワーメント)、国連開発計画(UNDP:女性の社会参画)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR:難民を対象とした支援)、国連人道問題調整事務所(UNOCHA:人道危機下にある人々の状況把握)などが挙げられ、各機関の専門性を活かしながら相乗効果を発揮している。

また、国連機関の中で唯一の人口問題を扱う機関として、日本の重視する少子高齢化に取り組んでおり、代替可能性を有している。

加えて、コロナ禍において女児・女性への影響が深刻化(避妊具にアクセスできない女性 4,700 万人、望まない妊娠 700 万人、ジェンダーに基づく暴力が 3,100 万件増加することが予測される(UNFPA 推計)中、日本の新型コロナウイルス感染症対策の重点分野である(2)将来の健康危機への備えにも資する保健システムを強化し、(3)より幅広い分野での健康安全保障を確実にするための国際的な環境を整備する、という視点から、本件拠出金の重要性が一層高まっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、UNFPA の最高意思決定機関である執行理事会の議席(36 議席)を、西欧及びその他のグループの一員としてローテーション(コア・ファンド拠出額等に基づき決定)により、2007 年~2021 年のうち、3年間(2009 年、2014 年、2019 年)を除いて最大の 12 会期にわたり確保。2020 年及び 2021 年は執行理事国として年3回行われる執行理事会に参加している。

また、次期 UNFPA 戦略計画 2022-2025 策定にあたり意見を求められる専門家グループとしての外部コンサルテーションメンバーに武見敬三議員が任命され、日本の知見を生かした人口政策等の申入れを行っている。

#### 1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2019年8月、TICAD7参加のため訪日中のカネム国連人口基金(UNFPA)事務局長と、外務省地球規模課題審議官が日・UNFPA政策協議を実施。日本の重視するUHC実現のためのUNFPAの活動の重要性について言及し、先方からは同年11月に予定されている国際人口開発会議25周年記念ナイロビ・サミットにつき、これまでの人口開発問題の成果と今後の課題を協議する機会にしたい旨発言があった。

・2020年12月、カネムUNFPA事務局長と外務省地球規模課題審議官が日・UNFPA政策協議をオンラインで実施。UNFPA側から新型コロナウイルス感染症の影響及び対応状況が報告され、日本側からは、日本の重視する少子高齢化及び人口問題をUNFPAの次期戦略計画(2022-2025)の柱の一つとするよう申し入れた。

#### 1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本のNGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性

・2020年5月、武田薬品工業との間でグローバルパートナーシップ契約を締結。コロナ禍で、生命にかかわる合併症を抱えている母子1万2,700人を含む、妊産婦と新生児35万人以上が医療へアクセスできるよう、UNFPA母子保健基金を通じ、西アフリカ(ベナン、ギニア、トーゴ)にて継続的なサービス提供を支援。

・2021年11月、民間企業による子宮頸がんの予防啓発プロジェクト「ハロースマイル」(主催:実行委員会、株式会社エフエム東京)より支援を受け、西アフリカ・ガボンにて、ポスターの作成による啓発活動を行った。

・2020年11月、明治ホールディングス株式会社との間で、パートナーシップ契約を締結。コロナ禍における女性支援を主な目的とし、ケニア首都ナイロビのキベラスラムにて、ジェンダーに基づく暴力(GBV)の被害に遭った女性たち約200人が対象。

・2020年12月、花王株式会社との間で、前年より開始したパートナーシップ契約を更新。ウガンダで、少女と女性の生理衛生管理向上のため、環境に配慮した安価な生理用品の開発・製造販売を目指す社会起業家をサポートしている。

・2021年3月、令和2年度日本政府補正予算の拠出確定に鑑み、豊田通商株式会社との調達を通じたパートナーシップの可能性について協議。東南部アフリカ(ウガンダ及びジンバブエ)での救急車調達に関する照会などを実施。

#### 1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括

・UNFPAの活動は、日本が重視する「女性の輝く社会の実現」を目指し、また、災害時を含め女性特有のニーズに配慮した開発協力に取り組んでおり、人間の安全保障の考えの下、女性や保健分野での取組を重視しつつ、途上国の持続的な開発を目指す日本の政策・方針と合致し、日本の政策実現において非常に重要な役割を担う。特に、脆弱な環境下にある女性を対象とした保健サービスの提供やジェンダーに基づく暴力対策支援は、「平和・安全保障に関する第2次行動計画(2019-2022)」の大目標「紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女兒等を含む多様な受益者が、性的及び性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにし、仮にさせられた場合の保護と支援に取り組む」の現場での実現に大きく貢献している。

・UNFPAは人生の各段階で最適な介入を行うライフサイクル・アプローチを提唱しており、出生から青年期を経て妊娠・出産に至る各段階での支援に加え、高齢化の観点からも活動をしている。これは、日本の政策「平和と健康のための基本方針」にある「生涯を通じた基礎的保健サービスの継ぎ目のない利用を確立し、UHCを達成する」ことに合致している。

・人口問題を扱う唯一の国連機関として、日本の重要視する少子高齢化にも取り組んでいる。2019年8月、横浜で開催されたTICAD7の機会においても、特にアフリカにおける高齢化に焦点を当てたサイドイベントが開催された。同年10月のG20岡山保健大臣会合に併せ、記念事業として、UNFPAアジア太平洋地域事務所が主催となり、「持続可能な高齢化社会・経済のためのライフサイクル・アプローチ」のテーマでイベントも行われた。加えて、同年11月にケニ

アで開催された「ICPD25周年 ナイロビ・サミット」においても、「Preparing for Older World(高齢化に備える)」のセッションにおいて日本の知見が各国と共有された。2020年10月1日の国際高齢者デーには、UNFPAアジア太平洋地域事務所主催のオンライン・イベント「アジア太平洋地域において急速に進む高齢化への対応を成功に導くために～ジェンダー平等を中心としたライフサイクル・アプローチ」が開催され、日本、インド、マレーシア、ネパールの4か国の高齢者対策に関わる人材が、加速する高齢化社会に向けて今後どのような施策が必要とされているかについて意見を交わした。少子高齢化対策は日本が推進する「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」と軌を一にするものであり、これらのイベントをUNFPAと共催することは、高齢化問題に対する認識向上を図る上で、この問題が顕著であるアジア地域においてだけでなく、グローバルレベルにおいても、日本が単独で行う以上の効果があったと考える。

・UNFPAの少子高齢化活動の成果物として、UNFPAアジア太平洋地域事務所の邦人職員(持続可能な開発と高齢化アドバイザー)が中心となり、「人口高齢化の政策カタログ」「ライフサイクル・アプローチ案内文書及びビデオ」(ともに2020年10月)が発行されたほか、UNFPA本部においても「少子化要因研究文書」(2019年7月)「新型コロナウイルス感染症における高齢者対策に関する技術文書」(2020年4月)が発行された。これは、UNFPAがこれまでの人口動態の把握のみならず、政策レベルにまで踏み込んだ活動を行った成果と言える。

・SDGs達成の観点からも、UNFPAの活動はゴール3「健康と福祉」及びゴール5「ジェンダー平等」の達成に資するだけでなく、脆弱な環境下にある人々のニーズに応え、権利を護ることで、人間中心の開発を可能とし、日本が重視する人間の安全保障の実現にも貢献している。

## 評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

### 2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

2017年9月に採択された「UNFPA 戦略計画 2018-2021」は、保健(SDG3)、ジェンダー平等(SDG5)、不平等是正(SDG10)の各目標達成のため、①リプロダクティブ・ヘルスサービスの向上、②性教育を含めた思春期の若者・女性への支援、③ジェンダー平等、女性のエンパワーメント等の推進、④人口動態データに基づいた持続可能な開発を進めることとしている。加えて、2030年までに①妊産婦死亡のゼロ、②ジェンダーに基づく暴力・児童婚などの有害な慣習のゼロ、③家族計画サービスへのアクセスが満たされない状況のゼロ、の3つのゼロのミッションを掲げている。

上記戦略に加え、コロナ禍において女兒・女性への影響が深刻化(避妊具にアクセスできない女性4,700万人、望まない妊娠700万人、ジェンダーに基づく暴力が3,100万件増加/UNFPA推計)することが予測される中、UNFPAは以下3つの戦略に基づく緊急対応を実施している。

#### ① リプロダクティブ・ヘルス(RH)サービスの継続と医療従事者の保護

新型コロナウイルス感染症対応のために医薬品や人材が縮小傾向の中、不可欠なSRHサービスを維持するための医薬品・機材に加え、ケア提供者(医療人材)の確保。ディグニティ・キットの配布。

#### ②GBV(ジェンダーに基づく暴力)対策

GBV 被害者及びその恐れがある女性たちを対象とした情報提供(相談ホットライン)及びレファラル(紹介)サービス。GBV 予防・保護・対応のための体制構築。

#### ③避妊具及び周産期医療用物品の確保

緊急物品の確保に加え、オンライン診療の提供支援、リスクの高いコミュニティにおける物品の配布。

### 2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記2-1の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

同戦略計画に基づく2019年と2020年の活動実績は以下のとおり。

	2019年	2020年

回避された妊産婦死亡数	47,272 件	39,098 件
回避された安全でない中絶	390 万件	412 万件
HIV 感染の予防	14 万 5,000 件	36 万 7,000 件
回避された意図しない妊娠数	1,400 万件	1,440 万件
女性器切除(FGM)から守られた女性の数	33 万 6,777 人	35 万 630 人
児童婚に関する予防・保護サービスを受けた少女の数	255 万人	170 万 3,373 人
ジェンダーに基づく暴力に関し、保護サービスを受けた女性の数	76 万 3,616 人	93 万 351 人
世界人口統計のカバー率	67.1%	73.1%

人道危機下における活動実績は以下のとおり。

UNFPA の新型コロナウイルス感染症対応は以下のとおり(2020 年)。

	2019 年	2020 年
ディグニティ・キット(衛生、生理用品や下着などの入った女性用キット)提供数	144 万 1,464 人(56 か国)	120 万件(60 か国)
緊急産科ケアを含む SRH サービスを受けた女性の数	791 万 8,898 人(52 か国)	1,130 万人(58 か国)
「Women's Safe Space(女性の安全な場所)」の数	1,021 か所(49 か国)	900 か所(45 か国)
緊急産科サービスを提供した保健施設	3,364 か所(42 か国)	2,400 か所(54 か国)

- ・PPE 提供数:2,900 万
- ・新型コロナウイルス感染症対応の訓練を受けた医療従事者数:47 万 8,000 人
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するために支援を受けた若者団体の数:1,503 件
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するために支援を受けた女性団体の数:3,350 件
- ・SRH サービスを受けた移民/IDPs/難民の数:250 万人
- ・心理支援サービスを受けた暴力の被害女性数:50 万 6,000 人
- ・新型コロナウイルス感染症対応国家戦略の中に高齢者のニーズが含まれた国の割合:71%

## 2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

・当初予算の中でイヤマークされている「インターカントリーな NGO 支援信託基金」(UNFPA が拠出金を管理し、活動実施は人口開発分野の活動を行う NGO が実施)への拠出を通じ、日本は、多数国間又は地域的規模で活動する人口開発分野の NGO の活動を支援している。2019 年度拠出分は公益財団法人アジア人口・開発協会 (APDA) が供与を受け、開発途上国の国会議員を交えた国際会議「ICPD+25 のためのアフリカ-アジア人口・開発議員会議 (於:タンザニア)」、「ICPD+25 に向けたアラブ-アジア人口・開発議員会議 (於:モロッコ)」並びに「ICPD+25 に向けたアジア人口・開発議員会議 (於:マレーシア)」の3件を実施、啓蒙等を行った。2020 年度は中東、アフリカ、アジア3地域での会議を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、実施期間を延長し、リモート形式での会議を予定している。

## 2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

- ・国連「人口」基金として少子高齢化を含む人口問題への活動を強化するよう政策協議や要人対話を通じて申し入れた結果、上記1-5に記したとおり、日本の少子高齢化の知見が活かされた国際的イベントの共催や各種技術文書の発出に至った。
- ・これまでに行われた日本のイヤマーク案件の成果が日本国内(日本語)で十分に認知・広報されていないことを指摘。これに対し、UNFPA 東京事務所は SNS を通じて日本による支援案件の紹介を集中的に実施。UNFPA 東京事

務所ホームページやメールマガジンにおいては、UNFPA の一般的な活動紹介に加え、日本が行った支援の成果が日本語で紹介されるようになった。特に、援助額決定のニュースのみならず、現地の裨益者の声が発信されるようになり、UNFPA 各国事務所でも、プレスリリースや SNS 等を通じた日本支援案件のビジビリティ向上に努めている。

・下記3-2(1)のとおり、人道支援分野の活動の重要性が指摘されたことに鑑み、日本は平成 30 年度補正予算(1,023,176 千円)、令和元年度補正予算(1,008,119 千円)、令和2年度第3次補正予算(2,030,024 千円)の拠出を通じ、特に緊急人道支援を必要とする国に対し支援を実施。

・平成 30 年度補正予算により、2019 年度は 13 か国における UNFPA の活動を支援。このうち、武力攻撃の影響を受けた女性と若者を支援したチャド案件では、SRH サービスの改善、被害者の保護等の活動において、目標値を大幅に上回る成果(達成率 100%~4,115%)を上げた。マダガスカル、パレスチナ、ヨルダン、バングラデシュ案件でも多くの活動で目標値を上回っており(達成率おおむね 110%~700%)、イラク案件では計 20 万人以上の国内避難民に対しサービスを提供した。令和元年度補正予算により 2020 年度は9か国、令和2年度第3次補正予算により 2021 年度は 18 か国における UNFPA の活動を支援。補正予算を通じて実施される UNFPA 案件の多くが、難民や国内避難民、紛争下にある女性や若者を対象としている。これらのプロジェクトを通じ、脆弱な環境下における人々、特に女性や若者が、必要とする性と生殖に関する健康(Sexual and Reproductive Health: SRH)のサービスを受けることができ、GBV の予防及び保護に寄与した。これらは女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議 1325 や若者と平和、安全に関する国連安保理決議 2250 の実行にも寄与するものである。

### 評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1(1) 会計年度	1月から12月
3-1(2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年6月 (日本の2018年度分)</li> <li>・ 2020年6月 (日本の2019年度分)</li> </ul>
3-1(3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021年6月頃(日本の2020年度分)
3-1(4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
(コア拠出分)	
<p>・直近(2件)の決算報告書は、それぞれの対象期間における UNFPA 全体の決算をカバーするものである。日本の 2018 年度拠出分は先方 2019 会計年度の収入として、また、日本の 2019 年度拠出分は先方 2020 会計年度の収入として、それぞれ計上されている。</p> <p>・2018 年財務報告によると総収入額は 2017 年から 17.6%増の 12 億 5,560 万ドル。2019 年財務報告によると、総収入額は3年連続で 10 億ドルを超え、2019 年の総収入は対前年比 9.1%増の 13 億 7,020 万ドル。会計年度末で次年度繰越額はそれぞれ2億 430 万米ドル(2018 年)／2億 7,900 万米ドル(2019 年)となっている。</p> <p>・直近の外部監査は国連会計検査委員会(Board of Auditors: BOA)により 2020 年7月に実施され、無限定適正意見(Unqualified Opinion)を取得。2019 年会計年度(2019 年 12 月末)における UNFPA の財政は健全である(UNFPA closed 2019 in good financial health)と評価されている。</p> <p>・2019 年6月に日本とスイスがリード国となって実施した国際機関評価ネットワーク(MOPAN)による評価では、戦略計画(2018-2021)開始によってもたらされた変化(改善)、リソース(人、物、資金)の連携、変革を続ける組織であると評価され、機関の強みとして、成果重視の戦略、人材と知見管理、資金調達及びドナーとのコミュニケーションなどが上げられた。一方、人道支援及び人口分野では一層の努力が必要であると指摘された。</p>	

(ノン・コア拠出分)
・ノン・コア拠出分についてはプロジェクト終了後6か月以内に報告を提出することとなっており、提出され次第日本側で確認をしている。2018年度拠出分(2019年度実施)の3案件についても既に提出されており、問題がないと確認済み。ただし、正式な形での報告は、UNFPA本部で一括してまとめられた後に出されることになっており、これらの案件の正式な報告は、2021年7月頃接収予定。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
・2019年の国連会計検査委員会による監査の結果、2019年に受けた28点の提言中、16件については対応済み、12件は対応中。2018年以前に受けた提言で、対応を要する提言51件中、46件は対応済み、5件は対応中。これらの対応中の案件は、2022年6月までに完了する見込み(2021年1月時点)。 ・「戦略計画2018-2021」中間評価(2020年6月)において、戦略的計画アウトプット目標14点のうち、①最もサービスが届きにくい人々のためのSRH政策、②保健人材の能力強化、③ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための法・政策整備の達成率が低かったことから、UNFPAは人道危機下におけるメンタルヘルス、気候変動、少子高齢化へのフォーカスを強化する等の改善案を提案した。 ・UNFPA戦略計画2018-2021の4年間で収入が35億ドルから38億ドルに増加すると見込まれ、UNFPAはこれに合わせ、予算の調整を提案。総資金のうちの81.6%を占めるプログラム活動費を30億ドルから32億ドルに上方修正。併せて制度予算額も上方修正(7億820万ドル→7億3,860万ドル)するが、プログラム活動費への割当増加のため、全体資金のうち制度予算が占める割合は減少する(18.8%→18.4%)。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記3-2 (1)及び3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
・MOPAN評価及び戦略計画2018-2021の中間評価で人口分野の取組強化が指摘されたことを受け、政策協議及び要人往来の機会に人口分野、特に少子高齢化への取組重視を働きかけた結果、上記1-5に記述したとおり、日本の少子高齢化の知見が活かされた国際的イベントの共催や各種技術文書の発出に至った。

## 評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				<input type="checkbox"/> 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) <input checked="" type="checkbox"/> 拠出先全体	(参考) 全職員数	
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
10	10	16	12	15	3	710
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
10	16	15	13.67	14	0.33	753
備考	・2019年12月、UNFPAとの間で、国際機関幹部候補職員派遣制度のMOC(協力覚書)を締結。2020年5月					

にP3派遣(1名)。2021年7月にP4派遣(1名)予定。					
(2) 日本人幹部職員数の増減					
過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
2	1	1	1.33	2	0.67
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
1	1	2	1.33	2	0.67
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNFPA 東京事務所はウェブサイトや SNS を活用し、空席情報等の発信に積極的に取り組んでいる。</li> <li>・2019年6月24日、国連人口基金・上智大学・外務省共催キャリアセミナー「国連はゴールではなくツールーUNFPA から始まる自分らしいキャリア形成ー」が開催され、アーサー・エルケン氏(UNFPA 本部コミュニケーション戦略的パートナーシップ局長)による UNFPA の活動や国連でのキャリアに関する基調講演に加え、元 UNFPA 日本人職員によるパネルトークが行われた。</li> </ul>					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					